

平成28年度決算

消費税率引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費
 その他社会保障施策に要する経費

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 560,006 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)
 が充てられる社会保障施策に要する経費 6,665,056 千円

○社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区分	款	項	目	事業名	平成28年度 決算	財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国県 支出金	地方債	その他	社会保障財 源化分の地 方消費税交 付金	その他
社会福祉	3	1	2	障害者自立支援 給付事業費	1,450,728	1,095,509			57,415	297,804
	3	1	3	老人福祉事務費	137,294			34,996	16,535	85,763
	3	2	1	児童福祉法 施行事務費	1,618,311	896,620	9,400	195,823	83,479	432,989
	3	3	2	扶助費	1,071,701	814,917		16,568	38,827	201,389
	小計					4,278,034	2,807,046	9,400	247,387	196,256
社会保険	3	1	1	国民健康保険事業費 特別会計繰出金	164,870				26,649	138,221
	3	1	1	介護保険特別 会計繰出金	997,959	7,871			160,032	830,056
	3	1	3	後期高齢者 医療事業費	840,695	122,583			116,071	602,041
	小計					2,003,524	130,454	0	0	302,752
保健衛生	4	1	1	母子保健推進費	25,129				4,062	21,067
	4	1	2	予防接種費	194,246			3,000	30,912	160,334
	4	1	2	健康診査費	164,123	3,118			26,024	134,981
	小計					383,498	3,118	0	3,000	60,998
合計					6,665,056	2,940,618	9,400	250,387	560,006	2,904,645

・引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

・社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

・事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等には充当しない。